

## 手続案内（文化課）

<b>部局名</b>	<b>所属名</b>
交流文化部	文化課
<b>手続名</b>	
福井県立美術館資料の館外貸出しの承認	
<b>根拠法令</b>	
福井県立美術館の管理運営に関する規則	
<b>条項</b>	
第15条	
<b>手続対象者</b>	
福井県立美術館資料の貸し出しを受けたい方	
<b>提出先</b>	
福井県立美術館	
<b>提出時期</b>	
福井県立美術館資料の貸し出しを受けようとする時	
<b>提出書類</b>	
① 申請書 ②使用の目的や概要が分かる資料等	
<b>手数料</b>	
なし	
<b>審査基準</b>	
福井県立美術館の管理運営に関する規則第15条	
<b>標準処理期間</b>	
5日	
<b>相談窓口</b>	
福井県立美術館	
<b>備考</b>	
福井県立美術館資料については、資料の安全面等から、原則、館外への貸し出しは行っていません。申請される場合は、事前にご相談ください。	